

7. 100万円以下の少額補助金

番号	1	2	3	4
部	経営管理部	経営管理部	経営管理部	区民生活部
課	総務課	総務課	男女平等推進室	区民生活課
補助金名	外国人学校振興費補助金	更生保護関連団体補助金	女性の海外視察事業参加補助金	子ども会交歓会補助金
補助区分	継続	継続	継続	継続
補助開始年度	平成13年	平成13年	平成9年	平成15年
補助金額	100万円限度 予算内	予算内	渡航費滞在費等 の2分の1	予算内
交付先	東京朝鮮第六幼 初級学校	大田区保護司 会	団員	大田区少年少 女団体協議会
交付件数	1件	1件	7件	1件
15年度実績	1,000	175		600
16年度実績	1,000	408	669	600
17年度予算	1,000	360	1,000	600

番号	5	6	7	8
部	区民生活部	区民生活部	産業経済部	産業経済部
課	区民生活課	区民生活課	産業振興課	産業振興課
補助金名	大田区消費者問 題調査研究団体 助成金	大田区生活展 実行委員会助 成金	勤労者生活資金 融資包括保証料	中小企業倒産 防止共済掛金
補助区分	継続	継続	継続	継続
補助開始年度	平成2年	平成5年	昭和49年	昭和53年
補助金算定方 法	年1回10万円 を上限で1団体 5回まで	50万円限度の 予算内	返済期間比例定 額	掛け金比例定 額
交付先	生活センターの 消費者行政施設 の利用登録をし た団体	大田区生活展 実行委員会	中小企業の勤労 者	区内中小企業
交付件数	5件	1件	12件	0件
15年度実績	900	400	492	
16年度実績	500	400	284	
17年度予算	900	400	504	42

番号	9	10	11	12
部	産業経済部	産業経済部	保健福祉部	保健福祉部
課	産業振興課	産業振興課	計画調整課	計画調整課
補助金名	建築工事あっせん事業広報助成金	空き店舗対策事業補助金	民生委員・児童委員研修助成	妊娠中毒症療養費等利子補給
補助区分	継続	継続	継続	継続
補助開始年度	平成3年度	平成12年度	平成12年度	不明
補助金額	経費の3分の2、100万円限度	一商店会30万円限度	民生委員児童委員1人1,500円	定率
交付先	大田区建築あっせん事業連絡協議会	区内商店街	大田区民生委員児童委員協議会	実施医療機関
交付件数	1件	0件	15件	3件
15年度実績	623	0	703	0
16年度実績	677	0	649	3
17年度予算	700	廃止	747	廃止

番号	13	14	15	16
部	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部	こども育成部
課	計画調整課	計画調整課	介護保険課	子育て支援課
補助金名	6・9ヶ月健康診査医療機関利子補給金	在宅薬剤師研修	介護支援専門員等業務支援事業	子ども家庭支援センター運営委員会助成金
補助区分	継続	継続	継続	継続
補助開始年度	不明	平成13年度	平成12年度	平成15年度
補助金額	定率	予算内	予算内	予算内
交付先	実施医療機関	C薬剤師会	介護支援専門員等	子ども家庭支援センター運営委員会
交付件数	2件	1件	24件	1件
15年度実績	2	530	756	317
16年度実績	2	530	48	400
17年度予算	廃止	530	160	400

番号	17	18	19	20
部	こども育成部	まちづくり推進部	まちづくり推進部	まちづくり推進部
課	こども発達センターわかばの家	都市開発課	都市開発課	住宅課
補助金名	利用者交通費補助	福祉のまちづくり整備助成金	がけ等整備資金融資利子補給	高齢者等住宅確保支援事業補助金
補助区分	継続	継続	継続	継続
補助開始年度	平成9年度	平成3年	昭和50年度	平成10年度
補助金額	定額	定額	定率	上限45,000円
交付先	個人	団体及び個人	個人	個人
交付件数	3件	1件	5件	8件
15年度実績	0	1,000	792	221
16年度実績	56	1,000	424	234
17年度予算	105	1,000	321	391

【意見】

NO5

生活センターの消費者行政施設の利用登録をした団体

補助対象となった5団体は平成16年度で3団体が5回、1団体が3回、2回と補助対象団体が固定化している状況がうかがえる。また、本助成は、より一層の自主的、主体的な活動を支援するものだが講師料が補助額10万円に対し5万円を超過する団体もある。補助対象経費の内容を検討されたい。

NO7

区内在住・在勤の中小企業勤労者の生活に必要な資金融資に伴う生活安定と福祉向上に資するため、融資斡旋、東京労働者共同保証協会の保証並びに同協会の保証料を補助する。平成16年度の実績は12件であり、金額も僅少（例返済期間5年で1万円あたり310円）であるので、生活安定と福祉向上に資する目的に対して有効性に乏しい感がある。存廃について検討されたい。

NO8

共済制度への加入を促進することによる区内中小企業の経営安定に寄与するため、掛金を助成する。毎年度の予算額は僅少であり、実績は平成15年度、平成16年度とも存在していない。中小企業の倒産防止という観点から共済掛金の

助成を行っているから、助成が最初の一年間の掛金に限定されていることから、その後の掛金負担等の関係から利用されていないように見受けられる。区内中小企業の安定に寄与する補助金額とはなっていない。存廃について検討されたい。

NO 9

広報活動のうちの一定の経費が補助対象となっている。区内の「建設業界」が特別の助成金を支給されるのは、公平性の観点から疑義が生じる。「建設業界」を特定しているその理由を公平性の観点から明確にされたい。

NO 14

東京都薬剤師会 A 支部、B 支部、C 支部が行う在宅薬剤師再教育事業経費の一部補助を行うことにより、在宅薬剤師の薬に対する適正な知識の習得と的確な利用方法の実践を促し、区民の健康維持と増進を確保することの一助とすることを目的としている。専門家として知識の研鑽を積むことに対する研修費用は、当該専門家個人あるいはその団体の自主財源で行うべきものである。廃止を検討されたい。

NO 16

講師謝礼の金額は、事業予定の段階では講演等 1 回当たり報酬単価 1 万円～2 万円、16 回で合計 28 万円の予定であったが、実績は講演等 1 回当たり報酬単価 5000 円～4 万円、16 回で合計 21 万 5000 円となっていた。合計金額は予算内に収めたものの、講師謝礼の報酬単価に大きくばらつきがある。報酬単価は、その講師の経験、知名度等を勘案して決定しているとのことであったが、慎重な判断のために一定の基準の策定が望まれる。

NO 20

高齢者等住宅確保支援事業要綱によれば、賠償責任保険が助成対象になっているが、火災保険に対し助成されているケースがある。また、保険料ではなく、共済掛金が助成されているケースがある。共済掛金分は、要綱に記載がないこともあり除外されるべきと解される。

賠償責任保険及び家賃保証制度加入又は契約更新に要する費用についてそれぞれの助成対象になる契約条件が上記では明確にされていない。要綱あるいは同取扱要領で明確にすべきである。

家賃保証の保証会社については、協定に当たってその保証会社の保証能力を考慮すべきである。

以 上